

(議院運営委員会)

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二九

号）（衆議院提出）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改めること。
- 二、調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給すること。
- 三、調査研究広報滞在費は、議員となった日から任期满限、辞職、退職又は除名によりその身分を失った日まで、日割計算により支給すること。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。